

# 自治会への避難行動要支援者名簿提供に関する基準

令和8年2月1日

(趣旨等)

第1条 この基準は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の自治会への提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者名簿 災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられているもので、同法第49条の11の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で利用し、避難支援等関係者に提供される名簿をいう。
- (2) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載されている個人情報及び当該名簿を活用する上で知り得た情報をいう。
- (3) 名簿情報管理責任者 当該名簿の提供を受けた自治会の代表者をいう。
- (4) 名簿情報取扱者 当該名簿情報を利用して避難支援等を実施する者で、名簿情報管理責任者から指定された者をいう。
- (5) 避難支援等関係者 災害対策基本法及び箕面市地域防災計画に基づき、市内の民生委員・児童委員、消防団、箕面警察署、社会福祉協議会、地区防災委員会、自治会又は自主防災組織をいう。

(名簿掲載対象者)

第3条 名簿には、次の各号に該当するかたのうち、市内で在宅生活を送っているかたを避難行動要支援者として掲載するものとする。

- (1) 要介護1又は2の認定を受けており、かつ、独居の者
- (2) 要介護3、4又は5の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (6) 上記基準に該当しない75歳以上の高齢者及び障害者、妊婦・2歳未満の乳幼児、難病患者等で当該名簿に登載を希望する者

(名簿提供の申請)

第4条 名簿提供を希望する自治会の代表者は、避難行動要支援者名簿提供申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理するにあたり、名簿提供を希望する自治会と当該名簿の取扱いに関する協定を締結するものとする。

(名簿管理体制の届出)

第5条 名簿提供を希望する自治会の代表者は、次の各号に留意のうえ避難行動要支援者名簿管理責任者届(様式第2号)により、名簿の管理体制を市長に届け出なくてはならない。

- (1) 名簿情報管理責任者は原則として自治会長とすること。
- (2) 名簿情報を利用して避難支援等を実施する者は、原則として自治会役員に限定し、その者を名簿情報取扱者として指定すること。
- (3) 名簿情報管理責任者は、提供された名簿情報について、紛失、盗難、漏洩、棄損等の防止のため、施錠可能な場所に保管する等必要な措置を講じて厳重に管理すること。
- (4) 提供された名簿情報について、PC等により電子データ化等を行わないこと。
- (5) 名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えた複写は原則禁止とする。複写する場合は、避難行動要支援者名簿管理記録簿(様式第3号)を作成し、複写した名簿情報について、受領者等の管理を行うこと。

(提供の決定)

第6条 市長は、第4条の申請及び前条の届出があった場合は、内容を確認し、適当であると認める時は、避難行動要支援者名簿提供決定通知書(様式第4号)により提供を決定するものとする。

(守秘義務等)

第7条 名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者等は、名簿の提供により直接又は間接に知り得た個人情報等を、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 支援の担当ではなくなった場合及びこの制度において当該情報を利用しなくなった以降も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。
- 3 名簿情報を利用する者は、名簿情報を提供されたことにより、避難支援等を行う法的責任や義務を負うものではない。

(名簿情報の利用方法)

第8条 名簿情報の利用は、名簿情報取扱者に限定するものとする。ただし、災害発生時には、名簿情報取扱者の指示管理の下で自治会員も利用することができるものとする。

- 2 平時において名簿情報取扱者は、名簿情報を次の各号のとおり利用するも

のとする。

- (1) 地域における避難行動要支援者の情報把握
  - (2) 平時における声掛け（避難行動要支援者との顔合せ、状況確認等）
  - (3) 防災訓練への参加の呼びかけ等
  - (4) 災害に関する情報提供
- 3 災害時において名簿情報取扱者は、避難支援及び安否確認のため、避難支援等関係者への情報提供を行うなど、名簿情報を次の各号のとおり利用するものとする。
- (1) 災害情報の伝達
  - (2) 避難行動要支援者の安否確認と必要な支援
  - (3) 避難行動要支援者の避難誘導
  - (4) 安否確認により避難行動要支援者の救出・救護が必要と判断した場合は、行政機関や近隣住民への援助要請

（役員交代・更新時期・返却）

- 第9条 名簿情報管理責任者の交代、名簿情報取扱者の変更等があった場合は、市に避難行動要支援者名簿管理責任者等変更届（様式第5号）を提出するものとする。
- 2 市が提供する名簿情報の更新は、毎年、定期的に行うものとする。
- 3 前項の名簿情報の更新時には、名簿情報の提供を受けている自治会は、現に所持している名簿を複写しているものも含めて全て市に返却するものとする。

（紛失等の報告）

- 第10条 名簿情報の紛失、盗難、名簿情報の漏洩等の事故が発生した場合は、名簿情報管理責任者は、直ちに個人情報保護委員会へ報告するとともに、速やかに名簿に記載されている避難行動要支援者及び市へ申し出るものとする。

（協議）

- 第11条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた時は、協議のうえ決定するものとする。

（施行期日）

- この基準は、令和8年2月1日から施行する。